

令和5年那審第12号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年6月25日11時30分

沖縄県平久保埼南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 7.02メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 99キロワット

3 事実の経過

Aは、平成10年8月に進水し、船体中央に操舵室を、同室下部に船室をそれぞれ配し、操舵室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機能が付いたGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a1受審人が1人で乗り組み、親族等3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和5年6月25日09時00分沖縄県石垣港所在のマリーナを発し、同県石垣島西方沖合で釣りを行った後、平久保埼南西方沖合に向かった。

a1受審人は、11時00分発生地点付近の釣り場に到着し、折から南東風が吹く状況下、船首が北西方を向き、船首方に圧流されないよう機関を適宜後進にかけ、漂泊して釣りを行った。

11時28分発生地点で、船首が315度（真方位、以下同じ。）を向いて漂泊中、同乗者1人（以下「同乗者a2」という。）が海水に浸かりたいため船尾左舷側に設置された乗降用ラダーを使用したとき、機関を後進にかけると、プロペラが同乗者a2に接触するおそれがあったが、同人は乗降用ラダーにつかまっていたので、まさかプロペラに接触することはないものと思い、同乗者a2が上がってくるのを確認するまで機関を使用しないなど、同人に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a1受審人は、機関を後進にかけたところ、11時30分平久保埼灯台から225度2.2海里の地点において、Aは、船首が315度を向いたまま、プロペラが乗降用ラダーにつかまっていた同乗者a2の右足に接触した。

当時、天候は晴れで風力4の南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

その結果、同乗者a2が、約4か月の入院加療を要する右腓骨近位

端開放骨折及び右下腿挫創等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、平久保埼南西方沖合において、釣りをを行うために漂泊中、同乗者 a 2 が船尾左舷側に設置された乗降用ラダーを使用する際、同人に対する安全確保の措置が不十分で、機関を後進にかけたところ、プロペラが乗降用ラダーにつかまっていた同乗者 a 2 の右足に接触したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、平久保埼南西方沖合において、釣りをを行うために漂泊中、折から南東風が吹く状況下、同乗者 a 2 が船尾左舷側に設置された乗降用ラダーを使用する場合、機関を後進にかけると、プロペラが同乗者 a 2 に接触するおそれがあったから、同人が上がってくるのを確認するまで機関を使用しないなど、同乗者 a 2 に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a 1 受審人は、同乗者 a 2 は乗降用ラダーにつかまっていたので、まさかプロペラに接触することはないものと思い、同乗者 a 2 に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、プロペラが乗降用ラダーにつかまっていた同乗者 a 2 の右足に接触する事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 1 6 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也